

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 6 月 6 日
【会社名】	株式会社エムジーホーム
【英訳名】	MG HOME CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 加藤隆司
【本店の所在の場所】	名古屋市熱田区花表町 7 番21号
【電話番号】	052 (881) 3211
【事務連絡者氏名】	経理部長 林 邦彦
【最寄りの連絡場所】	名古屋市熱田区花表町 7 番21号
【電話番号】	052 (881) 3211
【事務連絡者氏名】	経理部長 林 邦彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当て300,052,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄 3 丁目 8 番20号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は平成26年5月27日付で、有価証券届出書及び臨時報告書を提出いたしましたが、その後、臨時報告書の内容に一部訂正すべき事項がありましたので、本日付で臨時報告書の訂正報告書を東海財務局長に提出いたしました。それに伴い、「第三部 追完情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

（訂正前）

第三部 [追完情報]

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年 6月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成26年 5月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成26年 5月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（訂正後）

第三部 [追完情報]

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出しております。

（平成25年 6月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成26年 5月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成26年 5月27日提出の臨時報告書）

（以下省略）

（平成26年 6月 6日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は平成26年 5月27日付で、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社アーキッシュギャラリー（以下「アーキッシュ」といいます。）を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議いたしましたことにつき、臨時報告書を提出いたしましたが、その内容に一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 [訂正箇所]

訂正箇所は___を付して表示しております。

(訂正前)

2 [報告内容]

3.当該株式交換の方法、株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

(2)株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アーキッシュ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	135.6
株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：824,400株	

株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、普通株式824,400株を割当交付いたします。交付する株式については、保有する自己株式67,600株を充当し、新たに普通株式を756,800株を発行する予定です。本株式交換により当社がアーキッシュの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）のアーキッシュの株主に対し、割当交付する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数は、臨時株主総会基準日現在におけるアーキッシュの発行済普通株式の総数（6,580株）からアーキッシュが償却を予定している自己株式（500株）を差し引いた株数（6,080株）に基づいて算定した株式数であります。

単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(ア)単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(イ)単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項および定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

(訂正後)

2 [報告内容]

3.当該株式交換の方法、株式交換に係る割当の内容その他の株式交換契約の内容

(2)株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	アーキッシュ (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	135.6
株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：824,448株	

株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、普通株式824,448株を割当交付いたします。交付する株式については、保有する自己株式67,600株を充当し、新たに普通株式を756,848株を発行する予定です。本株式交換により当社がアーキッシュの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下、「基準時」といいます。)のアーキッシュの株主に対し、割当交付する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数は、臨時株主総会基準日現在におけるアーキッシュの発行済普通株式の総数(6,580株)からアーキッシュが償却を予定している自己株式(500株)を差し引いた株数(6,080株)に基づいて算定した株式数であります。

単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

(ア) 単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、ご所有の単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(削除)

以上